

資料2-2

平成29年(2017年)11月7日
政 策 会 議 資 料
都 市 魅 力 部 地 域 経 済 振 興 室

地域未来投資促進法に基づく基本計画の策定について

1 基本計画策定の必要性

吹田市商工振興ビジョン2025に掲げる産業施策の基本理念に基づいて、地域経済の循環及び活性化につなげていくために基本計画を策定するものです。

2 基本計画（案）の概要

(1) 対象となる区域（促進区域）

吹田市全域

(2) 地域の特性を活用する分野及び選定理由

ア 食料品製造業や化学工業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

食品関連の大規模生産工場や全国規模のシェアを誇る企業が集積していること。また、化学工業は、付加価値額と労働生産性の規模が大きいため。

イ 大学や学術研究機関等が有する先端技術を活用した成長ものづくり分野

大学や学術研究機関等の活発なI・O・T・A・分野等の先端技術の研究・产学連携による共同研究開発を素地として生まれる新技術の確立等の効果が製造業を中心に期待できるため。

ウ 卸売業の集積を基盤とする交通インフラを活用した物流分野

非常に優れた交通利便性を活かした卸売業、小売業と運輸業、郵便業を中心とした産業の集積があり、多様な業種に取引の拡大や迅速化等の効果が波及することが見込まれるため。

エ ヘルスケア産業等の集積を活用した高付加価値なサービス産業分野

高い付加価値額を創出する医療・福祉の事業所が集積し、再生医療製品等の研究・開発の関連施設を有し、実用化に取り組む企業等が立地しており、先端技術の確立が期待されるため。

オ 商店街・小売市場の地域コミュニティ機能を活用した卸売・小売業分野

商店街・小売市場が持つ地域コミュニティの核機能等を活用することで、今後の波及効果が見込まれる卸売・小売業分野において付加価値創出の促進が期待できるため。

3 今後の手続及びスケジュール

- (1) 11月中旬（予定） 国に基本計画を申請
- (2) 12月下旬（予定） 国が基本計画に同意